

2 人口動態

【人口動態統計とは】

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにしたものである。

出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については、「死産の届け出に関する規程」によってそれぞれ市区町村に届け出られる。

市区町村長は、これらの届書及び出生証明書、死亡診断書、死産証明書等の関係書類に基づいて人口動態調査票を作成し、保健所、都道府県を經由して厚生労働省に提出される。

厚生労働省は、これらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

【比率の解説】

- ① 出生・死亡・婚姻・離婚の率 = $\frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$
- ② 自然増加率 = $\frac{\text{自然増減数(出生数-死亡数)}}{\text{人口}} \times 1,000$
- ③ 乳児死亡率 = $\frac{\text{乳児(生後1年未満)死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$
- ④ 新生児死亡率 = $\frac{\text{新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$
- ⑤ 死産率 = $\frac{\text{死産数(妊娠満12週以後)}}{\text{出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000$
- ⑥ 周産期死亡率 = $\frac{\text{後期(妊娠満22週以後)死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{出産数(出生数+後期死産数)}} \times 1,000$
- ⑦ 合計特殊出生率 = $\frac{\text{母の年齢階層別出生数}}{\text{年齢階層別女子人口}} \times 15\text{歳}\sim 49\text{歳までの合計(5歳階級で算出)}$